

令和3年

第3回嬉野市議会定例会

委員会提出議案

嬉野市議会

発議 番号	提出年月日	議 案 名	頁
4	令和3年10月4日	知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書 について	1
5	令和3年10月4日	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書について	4

発議第4号

知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年10月4日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会 文教福祉常任委員会
委員長 森田 明彦

理由 知的障害者に関する現在の支援制度は、知的障害者の特性を十分に考慮した制度とは言いがたく、個々の特性に合ったサービスが行き届いていない状況である。知的障害者の施設を十分に確保することや、施設への給付費を実情に合った内容で公的に負担すること、また、知的障害者の個々の特性に合った支援サービスの提供などについて、支援制度の見直しを含め、国に対し要望する必要がある。

知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書（案）

知的障害者は、障害の状態を問わず、生涯を通じ24時間切れ間のない支援と見守りや声掛けがなければ一人では生き辛い特性を持っています。そのような状況において自立支援法以来の知的障害者施設においては、支援が最も必要な朝夕の時間帯の給付費が日中支援より低く、実態にそぐわな状況で事業が行われており、このような環境は支援の低下を引き起こすことや、虐待を発生させてしまう要因となることが懸念されます。また、入所施設は知的障害者にとって、親亡き後の終の住処としても、地域福祉としての拠点と位置付けて活用すべき社会資源でもあるため、知的障害者が快適に暮らせる入所施設を確保し、グループホームも充実する必要があります。

知的障害者は障害支援区分では計り知れない様々な特性があり、その心身の状態に合わせて支援を行うべきであると考えます。区分により知的障害者の必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分は、施設利用者の実情にそぐわない状況といえ、一人一人に合った必要な支援が受けられる仕組みに変えていく必要があると考えます。

障害福祉サービスの日額制は、利用者がサービス事業を選べる利点がある反面、事業者の不安定な経営状態を招き、支援の質・量ともに低下することや、職員の賃金が低く、労働に見合わないとして、障害福祉の従事者の減少を招きます。したがって、施設経営の不安定や、職員不足による支援の低下を招かないように改正することが望まれます。

以上のようなことを踏まえ、以下の項目について要望いたします。

記

- 1 知的障害者が24時間にわたり切れ目のない支援を受けられるように、時間帯による給付費の偏りを解消すること。また、生涯を通じ安心して、快適に暮らせる入所施設を確保し、グループホームを充実すること。
- 2 必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分を見直し、本人にとって必要な支援を受けられる仕組みに改善すること。
- 3 知的障害者施設において、安定して継続的な支援が受けられる職員体制にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財務大臣 様

発議第5号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年10月4日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会 総務企画常任委員会
委員長 宮崎 良平

理由 新型コロナウイルス感染症のまん延により、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況にあるが、地方自治体ではコロナ禍への対応はもとより、以前よりも被害が拡大傾向にある豪雨災害への対応など、様々な課題により財政需要が増嵩している状況である。その財政需要に見合う財源確保のため、地方税財源の充実を、国に対し強く要望する必要がある。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
経済産業大臣	様
経済再生担当大臣	様